三調政連ニュース　No.05－02

（発行） 令和5年8月2日　幹事長　中野　久生

自由民主党三重県支部連合会主催 「令和 6 年度国・県の政策・予算に関しての要望の聴取り会議」出席

令和 5 年 8 月 2 日（水）三重県自由民主会館において、県議会議員、国会議員事務所の同席のもと、標記要望の聴き取り会議が開催されました。

我が政治連盟からは神戸会長、山本副会長、前田副会長、中野の 4 名が出席し、三重県議会　石垣智矢議員（いなべ市・員弁郡）、中嶋年規議員・幹事長（志摩市）、石田成生議員（四日市市）、谷川孝栄議員（熊野市）、小林正人議員（鈴鹿市）、青木謙順議員（津市）、ならびに国会議員田村事務所、川崎事務所、鈴木事務所、石原事務所、吉川事務所、山本事務所の各秘書の方々と別紙「要望書」に基づく懇談を行いました。

別紙記載の要望事項に関しては、11月頃に回答をいただけると聞いておりますので、また報告させていただきます。



要望項目　　国関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

1、　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。

不動産登記法第１４条地図作成事業のより一層の推進、それに伴う事業予算の拡充及び事業推進のための登記官等の法務局の人員の確保等にご理解いただけますよう要望します。

令和５年度の法務省予算は４９億円余でありますが、引き続き骨太の方針等の政府方針の下での我が国経済の再生及び災害復興等インフラ整備に寄与するべく、不動産登記法第１４条地図作成事業を確実に推進して頂きます事を要望します。

２、　相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。

令和６年度より相続登記の義務化が施行され、長期相続登記未了土地の解消が推進される一助となると思われます。国民各位への周知徹底も必要であります。表題部所有者不明土地の解消に向け、法務局が主体となり所有者等探索委員を指定し、取り組んでいますが全国で約２００万筆にも及ぶ土地の問題解消には相当の労力・期間を要すると推定されます。法務局職員等十分な人員配置と予算措置が講じられることを要望します。

要望項目　　県関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

１、各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。

各市町においては地籍調査事業が着手されておりますが、国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和４年度末時点（令和５年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位)。過去３年同じ進捗率です。三重県は、全て（２９）の市町が全国平均進捗率に未達であり、調査実施中が２７市町、休止中が２市町で、進捗率１０％未満が１７市町です。令和３年度末に比べ、進捗率は横這いであり、成果に直結するのが困難な状況です。４市町が前年より１％進捗しています。

地籍調査事業は、インフラ整備や防災・減災に直結する事業であります。つきましては、事業予算の確保及び地籍調査を専門とする人材の確保についても引き続き要望します。各市町で各別に事情があることと思いますが、起こり得る大規模災害への備えとして、各市町へ県からも御助言いただきますよう要望します。所有者不明土地問題、境界立会での筆界未定問題、測量から登記処理に至るまでの期間が掛かりすぎる問題等内包する事業ですが、表示登記の専門家たる土地家屋調査士の活用を要望します。

２、　相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。

令和６年度より相続登記の義務化が施行され、長期相続登記未了土地の解消が推進される一助となると思われます。国民各位への周知徹底も必要であります。表題部所有者不明土地の解消に向け、法務局が主体となり所有者等探索委員を指定し、取り組んでいますが全国で約２００万筆にも及ぶ土地の問題解消には相当の労力・期間を要すると推定されます。関係部局職員等十分な人員配置と予算措置が講じられることを要望します。

３、空家等対策の積極的な事業推進を要望します。

令和５年度内閣府骨太の方針に、空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める、との文言が記載されました。また、衆議院及び参議院の国土交通委員会において空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。との決議がなされました。筆界や境界確定の専門家たる土地家屋調査士を是非御活用いただきたく思います。

４、継続要望として以下のとおり要望します。

ⅰ、狭あい道路解消にむけて各市町への働きかけのお願い

道路幅員が４メートル未満の狭あい道路につきまして、令和３年度現在で、１３の市町で､安全と利便性を備えたまちづくりを推進するため順次実施されております。（三重県ホームページより）

建築基準法第４２条第２項を拠り所に進められていますが､拡幅された部分の帰属や管理に関する基準が各自治体に委ねられているため､取扱いが各自治体ごとに異なる部分があります。結果、国土交通省の狭隘道路解消事例集によると､後退用地が自治体に寄付されている事例はわずか３０％に過ぎないという状況です。狭あい道路解消に特化した財源の確保と後退用地に関する統一的な制度、基準の策定を要望します。

ⅱ、未登記道路解消のための取組みについて

過年度未登記道路の解消につきましては、引続き予算化を含めた取組み、よろしくお願いいたします。

また、前記狭あい道路解消事業の他にも、境界確認立会時に新たに未登記道路が判明する場合があります。その際には、過年度のみならず現年度での予算執行が可能となりますよう、分筆費用の全額とはいわないまでも、一部でも行政で助成いただけないか予算化を強く要望いたします。

５、災害発生時における応援協力に関する協定の活用について、当会も参加させていただきたく要望します。

ここ数年梅雨末期の豪雨災害が各地で発生しております。今年も九州北部特に熊本県、東北北部の秋田県で豪雨災害が発生しました。幸いにも三重県では大きな災害はありませんでしたが、いつ発生するかもしれません。また、近未来に発生の可能性が高い東南海・南海トラフ大地震への備えも必要です。例年被災者生活再建支援制度及び住宅の被害認定業務に係る説明会に参加させていただいていますが、実際の災害発生時に活動経験がありません。三重県からの要請がないと活動ができないため、各市町から三重県に対し、応援要請があった際には、当会も参加させていただきたく要望いたします。